

監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人SGSG（以下「この法人」という。）の監事の監査に際し、監事の職責とそれを果たす上での心構えを明らかにし、併せてその職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。

- 2 監事は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。
- 3 監事は、平素より法人及び子法人の理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
- 4 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。
 - (1) 理事が不正の行為をしたとき。
 - (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき。
 - (3) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき。
 - (4) 著しく不当な事実があるとき。
- 3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、またはこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査方針・監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度の初めに、監査方針及び監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(社員総会等への出席・意見陳述)

第5条 監事は、社員総会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、審議事項についての説明を受け、議事録、関係資料等の閲覧を求めるものとする。

(社員総会の招集請求)

第6条 監事は、必要があると認めるときは、理事（招集権者）に対し、社員総会の招集を請求することができる。なお、その請求後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら社員総会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(社員総会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類等を調査し、この場合において、法令若しくは定款に違反する事項、または著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を社員総会に報告しなければならない。

(社員総会における説明義務)

第9条 監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第10条 監事は、社員総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監事の報酬等についての意見陳述)

第11条 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第12条 監事は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書〔正味財産増減計算書〕）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書（移行法人にあっては、公益目的支出計画実施報告書を加える。）を監査する。

(監査報告書)

第13条 監事は、前条の監査の終了後、法令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに署名押印又は記名押印をするものとする。
- 3 監事は、前項の監査報告書を代表理事（理事長）に提出する。

(改廃)

第14条 この規程（実施基準）の改廃は、監事全員の合意により行い、社員総会に報告しなければならない。

附 則

この規程（実施基準）は、平成31年4月1日から施行する。